指定管理者制度活用事業 総括評価シート

評価年月日: 平成27年7月16日

評 価 者:健康福祉局指定管理者選定評価委員会

1. 業務概要

施設名	かじがや障害者デイ・サービスセンター					
指定期間	平成23年4月1日 ~ 平成28年3月31日					
業務の概要	・障害者総合支援法(以下、「法」という。)第5条第7項に規定する生活介護に関すること。					
	・施設の維持管理に関すること。					
指定管理者	名称 :社会福祉法人川崎市社会福祉事業団 代表者:長谷川 忠司 住所 :川崎市高津区久地3-13-1 電話:044-829-1829					
所管課	健康福祉局障害保健福祉部障害計画課(内線:33821)					

2.「評価の視点」に基づく事業期間全体の評価

	「計画の投票」に至りて事業期间主体の計画							
	評価項目	事業実施状況等						
1	市民や利用者に十分な量及び質のサービスを提供	かじがや障害者デイ・サービスセンターは身体と知的の障害がともに重度である重						
	できたか。	度重複障害のある利用者に対する支援を行う専門施設として、医療的ケアを要する利						
		用者を含めて多様な特性を有する利用者を積極的に受け入れ、利用者一人一人の個別						
		の希望とニーズに基づいた支援を丁寧に行うことにより、利用者・家族等から高い信						
		頼を寄せられている。増え続ける利用希望者と障害の重度化に対応するため、十分						
		人員配置と高い支援技術が求められるが、そのための人員確保や研修等による支援技						
		術の向上に努め、量・質ともに十分なサービスを提供できており、利用者に信頼され						
		選ばれる施設である。						
2	当初の事業目的を達成することができたか。	安全が確保された環境の下、重度重複障害を有する利用者が、心地よさとゆとりを						
		感じられる支援を重視し、新たなプログラムを開発する一方で静養の時間を多く取り						
		入れる等、利用者のQOLの向上に努めている。また、当施設の特徴である祝日運営						
		は、医療的ケアを含む支援内容とともに、重度重複障害を有する利用者とその家族か						
		ら好評を得ている。このように手厚い支援が求められている状況の中においても、利						
		用者一人一人の意思決定支援を基本とする様々な取組を行うよう努めている。						
		加えて、地域とのつながりを重視してきた結果、多くのボランティアを獲得するな						
		ど地域から受け入れられている。						
3	特に安全・安心の面で問題はなかったか。	施設・設備の保守・管理については、委託業者により適切に行われ、また、報告さ						
		れた結果に基づき、優先度をつけて修繕・交換を行った。						
		利用者に関わる事故については、事故対応マニュアルにて未然防止と事後対応を標						
		準化し、また、ヒヤリハット事例の報告・共有を行った結果、報告すべき事故がO件						
		になった。						
		災害等への対策については、合築の老人いこいの家と合同で避難訓練を行い、また、						
		家族との緊急連絡訓練にも取り組み、地域や関係者とともに備えを行っている。						

4	更なるサービス向上のた めに、どういった課題や	医療的ケアを必要とする利用者を含め、障害の重い利用者を受け入れ続けるため、
	改善策があるか。	専門機関と、より緊密に連携し、また、研修等を通じて他施設の取組に学ぶ必要があ
		る。一方、社会全体の障害理解の推進と協力関係構築のため、重度重複障害を有する
		利用者への支援についての豊富な経験を有する立場として、また、責任ある社会の一
		員として積極的な情報発信をはじめとする役割分担を意識した取組を進めることが求
		められる。
5	非公募更新のための条件 を満たしているか (該当施設のみ)	

3. これまでの事業に対する検証

	検証項目	検証結果						
1	所管課による適切なマネ ジメントは行われたか。	3か月ごとのモニタリングや年度報告書等、各種報告に基づいて管理・運営の状況 を把握に努めた。また、電話による聴取りや必要に応じて実地調査を行い、問題解決						
		に向けて協議・指導を実施した。						
2	制度活用による効果はあったか。	専門職と協力して、写真等を取り入れた支援マニュアルを1人1人個別に作成し、 職員による支援のばらつきを出さないよう整備しており、重度重複障害を有する利用 者や医療的ケアを必要とする利用者の安心感につながっている。また、長期療養等に						
		より来所できない利用者が増えている中、健康と心身機能の観察を丁寧に行い、専門						
		的視点で迅速に対応している。						
		このような運営姿勢とサービス内容が利用者・家族等から評価され、高い利用率を						
		維持できた結果、安定性・継続性のある事業展開と収支状況を確保しており、						保しており、さらな
		るサービスの向上も期待できる。						
		【利用者数】					I	1
			定員	H23	H24	H25	H26	
		生活介護	25	27	23	24	25	
3	当該事業について、業務 範囲・実施方法、経費等 で見直すべき点はないか		 §を有し、	 、医療的ケ	 アを含む体	 調管理の難	 単しい利用を	
		楽しい毎日を過	過ごして	いただくに	は、より高	高度で適正	な支援をす	るための人員の確保
		が求められてお	ゔり、そ:	れを可能と	するため、	業務内容	及び経費に	ついて、検証してい
		く必要がある。						
		開所から23年が経過し、設備の経年劣化が著しく進行していることから、必要な						
		修繕費用を計上することが必要である。						
4	指定管理者制度以外の制度を活用する合地はない	市内の障害	晶祉サー	ビス事業所	の運営形態	影の現状()	民設民営又	は公設民営)につい
	度を活用する余地はない か	ては、障害者を取り巻く状況の変化に対応できる形で検証していく必要がある。						

4. 今後の事業運営方針について

障害福祉サービス事業所については、障害者総合支援法による給付費及び利用者負担により施設運営がなされている。また、法改正により、障害の範囲の拡大や高齢化に伴う障害の重度化・重複化など、障害者を取り巻く環境は急速に変化しており、個別の状況に応じた適切なサービスの提供が求められている。そのため、現在の運営形態を継続しつつ、障害者を取り巻く状況の変化に対応可能な仕組みを検証・構築していく必要がある。